他目的使用契約書

管理者入善土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を、甲の定款第４条５の規定に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

1. 甲は、甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、

乙に使用させるものとする。

第２条　　甲が乙に使用させる財産は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　目 | 種　類 | 所　　在 | 構造及び規模 | 数量 | 使用に係る土地改良財産の範囲 | 備考 |
| 用悪水路農道その他 |  | 下新川郡入善町番地先 |  |  | 入善町番地先 |  |

第３条　　甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により乙に使用させるものと

する。

|  |  |
| --- | --- |
| 用途又は目的 | 使用の方法 |
|  |  |
|  |
|  |

第４条　　使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

　　　　　ただし、この期間の満了日１ヶ月前までに甲乙いずれからも使用終了の通告がないときは、この期間はさらに１年間延長するものとし、その後において使用期間が満了したときも、また同様とする。

第５条　　使用料は　　年一括　　　　　円とする。

第６条　　乙は、第３条第１項の使用の方法について変更しようとするときは、甲と協議し、その指示を受けるものとする。

第７条　　乙は、当該使用により甲の管理する財産に損傷を与え、又は与えるおそれがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第８条　　乙は、第４条に規定する期間が満了したとき又は第３条第１項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該使用に係る財産を乙の負担により原状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第９条　　甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第10条 　本契約において定められた事項について質疑が生じたとき又は本契約を変更する

必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

　上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書２通を作成し記名押印の上、それぞれ

１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　(甲)　　　管 理 者　　　　 富山県下新川郡入善町上野798番地1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 入善土地改良区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理事長　　上田英俊　　　　印

　　　　　　　(乙)　　　他目的使用者　　　 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　 印